

大学発新産業創出基金事業 プロジェクト推進型起業実証支援の実施に係る相互連携に関する覚書（参考）

〈プロジェクト実施機関〉（以下「甲」という。）及び〈事業プロモーター代表実施機関〉（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）の「大学発新産業創出プロジェクト推進型 起業実証支援」（以下「本支援」という。）において、甲及び乙がJSTの採択を受け実施するプロジェクト「・・・・・・・・・・」（以下「本プロジェクト」という。）に関し、本覚書を締結する。

（本覚書の有効期間）

第1条 本覚書は、本プロジェクトの実施期間（ 年 月 日から 年 月 日まで、ただし本プロジェクトが中止された場合はその時まで）において、効力を有する。

（本支援の目的）

第2条 甲及び乙は、大学等におけるリスクは高いがポテンシャルも高い技術シーズに関して、公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせて戦略的に事業化・知財活用等を進めることにより、大学等の研究成果の社会還元を実現し、日本の新たなイノベーションモデルの構築を目指すという本支援の目的（以下「本目的」という。）を十分理解し、本目的実現のために、互いに密接に協力して本プロジェクトを実施するものとする。

（委託契約）

第3条 甲及び乙は、本プロジェクトの実施に関し、①甲は、JSTとの間で本プロジェクトに関する委託研究開発契約書を締結し、同契約に基づきJSTから研究開発業務の実施を委託され、JSTに対し、善良な管理者の注意をもって同業務を実施する義務を負っていること、及び、②乙は、JSTとの間で本支援に関する事業プロモーター活動業務委託契約書を締結し、同契約に基づきJSTから事業プロモーター活動業務の実施を委託され、JSTに対し、善良な管理者の注意をもって同業務を実施する義務を負っていることを確認する。

2 前項の二契約と本覚書が齟齬する場合、当該二契約が優先する。

（甲乙の役割）

第4条 甲及び乙は、本プロジェクトの実施において、相互に協力して、以下の各号に掲げる各自の役割を果たすものとする。

- (1) 甲は、自らの責任で本プロジェクトの対象となる技術シーズの事業化に最適な研究開発・事業化計画を策定し、乙は、これに対し、各種の事業化経験や本プロジェクトの具体的な事業化構想等を踏まえ、積極的に策定に参画する。
- (2) 甲及び乙は、協力して、本プロジェクトに有用な技術者、知財人材、起業家候補者等の専門人材を集め、研究者と専門人材によるチームを形成する。乙は、乙が有する国内外のネットワークを活用し、最適な専門人材のコーディネートを行う。
- (3) 甲は、事業化を見据えた研究開発活動を行い、乙は、市場動向等を常に踏まえながら、マイルストーンによる本プロジェクトの管理を行う。甲は、乙が合理的な判断をする限りにおいて、乙の判断を可能な限り尊重する。
- (4) 甲は、本プロジェクト終了時点を目途にベンチャー企業の設定等、研究成果の事業化を実現することを目指すものとし、乙は、当該ベンチャー企業に民間資金を誘引する等、かかる甲の活動を支援する。

(資本政策に係る配慮義務)

第5条 乙は、本プロジェクトを通じて設立を目指すベンチャー企業への投資活動において、本プロジェクトには多額の公的資金が費やされていることに鑑み、他の機関の投資機会を担保すること（投資機会の公平性の担保）や、株式出資における株価等の交渉において一方的な条件を強制しないこと等、乙自身の利益のみを優先するために、甲及び設立ベンチャー企業の利益を歪めることのないよう、十分に配慮する義務を負う。

- 2 甲は、ベンチャー企業設立のために多額の公的資金が費やされていること、および第4条における乙の役割と実績を考慮し、設立ベンチャー企業の資本政策において乙に対し適切な配慮をする義務を負う。

(甲による乙への便宜提供等)

第6条 甲は、乙に対し、乙が本プロジェクトにおいて事業プロモーター活動業務を実施するために必要な範囲で甲の施設・設備の利用を認める。

- 2 前項の他、乙が本プロジェクトにおいて事業プロモーター活動業務を実施するために必要であるとして甲に合理的に要求した事項について、甲は、可能な限り乙の要求に対応するよう努めるものとする。
- 3 甲は、乙に対し、合理的に可能な範囲で、本プロジェクトに係る甲の研究開発に関する情報（知的財産に関する情報、技術シーズに関する情報、研究者に関する情報等を含む。）を優先的に提供するよう努めるものとする。

(甲の責務)

第7条 甲は、本プロジェクトの全体計画書（計画様式1別紙1）「VII. 研究開発の体制

1. 参加者リスト」に記載の研究代表者及びその他参画者に本覚書に定める甲の役割・義務を周知し適切に実施させるものとする。

(乙の事業プロモーターの選任と責務)

第8条 乙は、本プロジェクトと同種のプロジェクトのマネジメントの能力・経験が十分ある乙の職員を事業プロモーターとして指名するものとする。

2 乙は、事業プロモーターに本覚書に定める乙の役割・義務を適切に実施させるものとする。

(委託者の指示等)

第9条 甲及び乙は、本プロジェクトの実施に関し、J S Tの指示があった場合はこれに従い、J S Tが情報の提供等を求めた場合は、適切にこれに応じるものとする。

2 甲及び乙は、J S Tが実施する本プロジェクトに関する進捗状況調査、各種評価等について、互いに連携して書類の作成等を行うものとする。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本プロジェクトの実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。

(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報

(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報

(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報

(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報

(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報

4 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務官庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。

- 5 甲及び乙は、それぞれ自己に所属する者等が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その者が所属を離れた後も本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。
- 6 甲及び乙は、秘密情報を公開前に第三者に開示する場合には、事前に相手方当事者の書面による同意を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。
- 7 第1条の規定にかかわらず、本条の効力は本プロジェクトの終了後も5年間存続するものとする。
- 8 乙は、実施期間が満了したか否かにかかわらず、本プロジェクトが終了したときは、甲が求めた場合は、甲から提供されたすべての情報（複製物を含む。）を甲の指示に従い、甲に返却し又は廃棄するものとする。

(利益相反・責務相反の対処)

- 第11条 甲及び乙は、本プロジェクトの実施において、利益相反・責務相反その他の問題が生じ又は生じるおそれがあると認識した場合は、速やかにJ S Tに報告するものとする。
- 2 甲及び乙は、J S Tが前項の報告を受け又は自ら甲若しくは乙に利益相反、責務相反その他の問題が生じ若しくは生じるおそれがあると判断して調査を実施する場合には、これに協力するものとする。
 - 3 甲及び乙は、前項の調査結果を踏まえたJ S Tの判断を尊重し、J S Tの指示に従うものとする。

以上のおり契約したので、本書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和〇〇年〇月〇日

甲××

乙××